

YLO ニュースレター（2026 年 6 月号）

皆様

YLO ニュース 6 月号をお届けします。台風や地震で自然も悲鳴を上げていることが良く分かります。

私が社外役員をしていた会社で任期を終えましたので、今は全く企業には貢献していません。一橋大学大学院で「企業責任論」を教えています。企業と国家を比べることが Good Governance（良い統治論）の実施の観点から有効であると思います。企業（といっても株式を上場している会社）が国家論と違うのは司法部門がなく監査部門も日本では地位が脆弱なことです。株主総会は、企業の立法機能の主体ですが、そこで全く質問がでないことを良しとする日本の風土も Good Governance を実現できていない企業の問題であると自覚すべきです。

マイケル・サンデルとトマ・ピケティの対談集である「平等について今話したいこと」（早川書房）と「民主主義とは何か」（宇野重規著、講談社現代新書）を読みましたが、いずれも是非読むべき良書だと思いますので、お勧めします。

最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）

○ 公正取引委員会は、6 月 25 日に、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「**特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法**」（平成 16 年公正取引委員会告示第 1 号。以下「**物流特殊指定**」という。）を改正した。また、その遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っていると発表した。

○ 公正取引委員会は、最近「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する 代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）及び「**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律**」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の執行を盛んにしている。これに関連して「**製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法（支払告示）**」（令和 8 年公正取引委員会告示 3 号）を新設し、現在その運用基準を作成中である。また、問題となる価格転嫁であるが、同委員会は 1 月 1 日に「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を出すなど、**価格転嫁のための適正な価格交渉**を推進している。単に価格交渉に応じているだけでは、価格交渉をしたとはいえないことに注意が必要である。

○ 公正取引委員会は、カルテルや談合事案の摘発を盛んに行っている。例えば、軽油の販売事業者による価格カルテル事件、香川県発注の特定土木一式工事の入札談合事件、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務の入札談合事件などである。これは課徴金の減免制度が機能していることの表れであるが、他方で景気がある意味で良いときにカルテルや談合事案が増えるのも奇異であるが、景気や世界情勢に対する人間の不安が皆で話し合う素地であることを物語っているといえる。

○ 内閣府知的財産戦略推進事務局及び公正取引委員会は、独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法に照らして具体的な考え方を示す「映画の制作現場における取引の適正化に関する指針」及び「アニメの制作現場における取引の適正化に関する指針」を連名で策定した。公正取引委員会が、昨年12月、「映画の制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書」及び「アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書」を公表したのに続くものである。

独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報

○ 障害者雇用促進法施行令の改正が7月1日から施行される。障害者雇用率を引き上げ、民間企業で従業員37.5人以上の場合で法定雇用率2.7%以上の障害者雇用が必要となる。障害者を雇用している企業にとって障害者の確保と働く場の改善が必要となる。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3-4 愛宕東洋ビル4階

電話 03 - 5425 - 6763

Fax 03 - 3437 - 3680

電子メール k.yabuki@yabukilaw.jp

HP <http://www.yabukilaw.jp>

#「草野芳郎 ADR センター」へのご連絡はこちらにお願いします。通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。草野芳郎 ADR センター

○草野芳郎弁護士が、「新和解技術論～和解は未来を創る」(信山社)を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き(定価2000円税別)で販

売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方は YLO
(soumu@yabukilaw.jp) までお申し込みください。

(YLO News Letter 毎月 10 日頃発行)